

【事案Ⅳ－５】車両共済金請求

・ 平成 28 年 10 月 27 日 申立取下げ

<事案の概要>

申立人の単独事故による契約車両の損害について、修理箇所であった後輪からのオイル漏れが発生したため、修理を行った。申立人は、修理を適切に完遂して自動車を引き渡す義務があるとして、被申立人に対し、追加修理費用の支払いを求めた。

これに対し、被申立人は、損傷部位の確認や修理内容等は被申立人の指示・判断によるものではなく、共済金については、支払処理が完了しており、追加修理費用の支払いは申立人が整備工場の間で処理すべき紛争であるため、申立人の請求に応じられないとしたため、追加修理費用にかかる共済金の支払を求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

被申立人は、車両共済金を支払え、との判断を求める。

- (1) 平成 25 年 11 月発生 of 単独事故による車両の損傷について、被申立人の指定する A 自動車整備工場で修理を行い、自動車共済金支払請求書（修理先への支払い）にもとづき、平成 25 年 12 月に A 自動車整備工場へ車両共済金が支払われた。
- (2) 平成 27 年 6 月に後輪（左側）のタイヤのホイールカバーに黒い油のような汚れが付着していることに気づき、自動車ディーラーで点検したところ、オイル漏れが生じており、その原因は A 自動車整備工場によるオイルシールの誤装着によるものであることが判明した。
- (3) 被申立人として修理を適切に完遂して自動車を引き渡す義務があると思料し、平成 27 年 7 月の修理費用の追加支払いを被申立人に請求する。

<共済団体の主張>

申立人の請求は認められない、との判断を求める。

- (1) 申立人と自動車整備工場との間の具体的なやり取り修理内容等の詳細については、被申立人は不知である。
- (2) 被申立人担当者は、申立人の意向を確認して A 自動車整備工場での修理を手配したに過ぎず、被申立人の意向により整備工場の選定やそこで修理するよう依頼したのではない。
- (3) 本件で共済金請求の対象となっている平成 25 年 11 月の対象事故については、既に同年 12 月に共済金支払処理が完了している。
- (4) 本件は、申立人が整備工場の間で処理すべき紛争について、事故との関係では共済者に過ぎない被申立人らに対し、修理を適切に完遂して自動車を引き渡す義務と

いう法的に根拠がない責任を問うものである。

<裁定の概要>

被申立人の仲介により申立人と自動車整備工場との間で話合いがなされ、その結果、で示談が成立したため、裁定申立ての取下げとなった。